

奈良県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十七年十二月十六日県営土地改良事業（県営西和農地開発事業第二換地区第四団地）の換地処分をした。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾